

那須塩原市農業委員会

第26回総会議事録

令和7年7月25日(金)

ハロープラザ 第2・3会議室

1. 開催日時：令和7年7月25日（金）午後1時30分～ 午後2時20分

2. 場 所：ハロープラザ 第2・3会議室

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	13	神藤 芳定
〃	3	菊地 喜芳	〃	15	辻野 岩男
〃	4	君島 良一	〃	16	菊地 瞳
〃	5	槌江 栄作	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号2番 秋元 誠委員、3番 菊地 喜芳委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第3条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分取消願いについて
- 3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 令和8年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について
- 8) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 9) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	押久保 昭	主事	藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第26回総会を開会いたします。 今回の欠席委員はおりません。 全員が出席しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号2番秋元誠委員と3番菊地喜芳委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第3条関係）」を議題といたします。 番号1番について、神藤芳定委員の報告を求めます。
神藤芳定委員	議案第1号、番号1番について報告します。 公売となった農地の入札に参加するため、「農地を取得できる者である証明」が必要となることから願い出があったものです。願い出内容は、議案書記載のとおりです。 公売地は、那須塩原市立南小学校より南西へ約1.2キロメートルに位置しています 調査は、7月11日、午前10時頃、願い出地で願い出人から行いました。 願い出人が申出に至った経緯は、もともと規模拡大を考えており、令和7年4月の総会にて審議ののち、買受適格証明が許可されましたが、入札参加を失念しておりました。他に入札者が居なかったため、当物件が再度公売にかかることが決まり、今回の申請に至りました。公売地の耕作予定は、水稻です。 願い出人の農地の耕作状況は、219アールで水稻と野菜を作付けしております。 調査の結果、願い出人が申請地を耕作することに問題はないと判断しました。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の願い出は証明相当と判断しました。以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分取消願いについて」を議題といたします。 番号1番について、神藤芳定委員の報告を求めます。
神藤芳定委員	議案第2号、番号1番について報告します。 農地法第3条の許可を取り消す願い出です。 願い出人、土地の所在、地目、面積は議案書記載のとおりです。 調査は、7月11日、午前10時30分頃、願い出地で願い出人から行いました。 願い出地は、二区自治公民館より、北西へ約200mに位置しています。 令和7年5月の3条許可により、願い出地は譲受人に贈与をされる予定でございましたが、申請者の都合により、取り消し願いが提出されました。 『取消の理由』について調査したところ、譲渡人が譲受人への所有権移転の許可を得ましたが、手続きを進める中で、所得税が高額のため、税の控除を受けられる中間管理事業を利用した所有権移転を行いたいとの判断から、協議の結果、本願い出に至ったとのことです。 以上、調査しましたが、取り消しに問題はないと判断しました。 番号1番の申請は、取り消し相当として委員各位の御審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は取消相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》

岡本利江委員

異議なし多数と認め、番号1番については取消することに決しました。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番について、岡本利江委員の報告を求めます。
議案第3号、番号1番について報告します。
農地に賃借権を設定する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、7月14日、午前11時15分頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、長久保自治公民館より南東へ約490メートルに位置しています。
譲受人が申請に至った経緯は、譲受人はチャレンジファーマー研修で、譲渡人より土地を借り、野菜等を教えてもらいながら共同で作業をしています。農機具や作業場も借りながら収穫物を売ったお金で機械代を支払うとのことです。
譲受人が所有する農地の利用状況は、譲受人の実家が農業をしており、研修により畑を借りたので、ゆくゆくはもう少し農業を大きくしたいとのことです。
申請地の耕作予定は、譲渡人と共同で野菜の作付けや収穫をやっていくとのことです。また、作業は譲渡人の作業場を借りる予定です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》

菊地寿行委員

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
番号2番について、菊地寿行委員の報告を求めます。
議案第3号、番号2番について報告します。農地を売買する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、7月11日、午後1時15分頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立鍋掛小学校より西へ約1.2キロメートルに位置しています。
譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は相続で農地をもらいましたが、管理出来ず、近所で農家をしている譲渡人に話を持っていき、今回の申請に至りました。
譲受人が所有する農地の利用状況は、水稻が1150アール、畑50アールにナス、ネギ、キュウリ、ブロッコリーなどを作付けしています。トラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しています。
申請地の耕作予定は、ブロッコリー、スイカ等、野菜を作付けします。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》

高瀬和夫委員

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番及び2番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。
番号1番、2番まったく同じ内容なので一緒に報告します。
議案第4号、番号1番、2番について報告します。
農地改良として一時転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原駅より北西へ約3.3キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、当該地は、東側は市道整備計画及びJR東日本による新幹線車両基地整備計画が進行中です。このままでは東西に走る市道間に高低差が出て、耕作

	を継続するためには、安全に耕作用車両の乗り入れを可能にする盛り土の施工が必要となります。西側市道と同一レベルまで盛り土を行い耕作用の安全かつ円滑な出入口を確保するため、今回の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で農地改良をする内容となっております。 東日本旅客鉄道の工事施工側（東側）から重機及び土の搬入を行い、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、7月23日、午前10時5分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
議長	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
岡本利江委員	番号1番について、岡本利江委員の報告を求めます。 議案第5号、番号1番について報告します。 賃貸借により砂利採取場として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、戸田自治公民館より北東へ約1.5キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、当該地は砂利層が多く、農業用機械の摩耗が著しく、耕作に不便なため、土地改良を条件として砂利採取の依頼を受け申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。 本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にて砂利採取を行う内容となっております。 雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。 周囲に防護柵等を設置し、事故を未然に防止します。 現地調査は、7月23日、午前9時30分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号1番について、事務局から補足願います。 番号1番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可も必要となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日または、砂利採取法の許可日のいずれか遅い日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
木下久雄委員	番号2番について、木下久雄委員の報告を求めます。 議案第5号、番号2番について報告します。

議長	売買により、リハビリ施設用地拡張として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、黒磯文化会館より北向かい10メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、当施設は、令和元年より、リハビリ、デイサービスを運営しており、申請地は、既存施設の隣接であり、今回施設拡張を目的とした申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地でリハビリ施設用地を拡張する内容となっています。 上下水道は市の施設を既存利用し、雨水排水は雨水浸透槽により地下浸透処理とします。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、7月23日、午前10時15分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
菊地寿行委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第5号、番号3番について報告します。 売買により建売住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR西那須野駅より南東へ約650メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、JR西那須野駅に近く、小中学校、高校等教育機関や商業施設等が多く、通勤、通学に大変利便性が高いことから、建売住宅の建築、販売をするには最適な場所であるため、今回の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。 本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないものと認められるため、立地基準上は問題ありません。 事業計画は、申請地に建売住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は宅地内浸透処理とします。 周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、7月22日、午前9時20分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
斎藤栄委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 番号4番について、斎藤栄委員の報告を求めます。 議案第5号、番号4番について報告します。 売買により住宅敷地拡張として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立大山小学校より南へ約1.1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、以前より申請地西側に住宅を構えていましたが、今回住宅の新築をした際に、敷地の一部が他人名義の敷地であることが判明し、所有者からその土地を譲ってもらうことになり、申請に至りました。 また、転用の許可を得ることなく昭和52年頃から住宅敷地として利用してしまいま

議長	したことは誠に申し訳なく存じます。今後は二度とこのようなことの無いように努めて参りますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。 本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないものと認められるため、立地基準上は問題ありません。 事業計画は、申請地にて住宅敷地を拡張する内容となっています。 雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、7月22日、午前9時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。番号4番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
石崎清委員	番号5番について、石崎清委員の報告を求めます。 議案第5号、番号5番について報告します。 売買により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 那須塩原駅より西北へ約3.5キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、約半年前から東京から移住し、下永田2丁目のアパートに妻と二人で暮らしています。那須地方に住みたいと考え、持ち家を建て定住したく本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽処理とし、雨水排水は自然浸透にて処理します。 周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、7月23日、午前9時55分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号5番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。
菊地喜芳委員	番号6番について、菊地喜芳委員の報告を求めます。 議案第5号、番号6番について報告します。 売買により、建築条件付き売買予定地として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より南西へ500メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、住宅の建築及び宅地分譲等を営んでおり、那須塩原市、大田原市の分譲住宅の販売が進み、販売在庫が少なくなったため、新たに住宅を販売建築したいと考え、市街地で幹線道路に近く、住環境が良い申請地がみつかり、そこに住宅11棟を建築販売するための申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域にある第1種農地となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に建築条件付き売買予定地を11区画造成する内容となっていま

	す。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、7月22日、午前9時25分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号6番について、事務局から補足願います。 番号6番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可も必要となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日または、都市計画法の許可日のいずれか遅い日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。番号6番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地喜芳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
辻野岩男委員	番号7番について、辻野岩男委員の報告を求めます。 議案第5号、番号7番について報告します。 売買によりアパートとして転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、西那須野運動公園より南西へ約600メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人はアパート賃貸業を営んでおり、申請地は宅地化が進行し、交通の便も良く、住宅の需要が見込まれるため、単身世帯用アパートの新築をするための申請です。
議長	申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は宅地内処理とします。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、7月22日、午前9時5分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号7番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野岩男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
上野農地係長	次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 議案第6号について説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成することになっていることから協議があったものです。 議案書9ページから14ページまでが「中間管理設定関係」の案件で22件、合計面積が128,880平方メートルとなります。続いて、15ページから17ページまでが「所有権移転関係」の案件で5件、合計面積が64,099平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第6号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。次に、議案第7号「令和8年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 織田局長補佐	それでは、本日お配りいたしました別冊の方をご用意いただきたいと思います。私の方から議案第7号の説明をさせていただきます。 こちら、県への要望事項になります。農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さん、それから認定農業者の会に要望書の提出を依頼いたしました。 提出があったものについて、6項目に取りまとめたものになります。 項目に従って説明をさせていただきます。まず1ページをめくっていただいて、2ページ目をご覧ください。 1 遊休農地の解消についてになっております。こちらは昨年同様の内容になっておりますが、まず条件不利農地については、作業効率が悪く借り手が見つからない、なので遊休農地となってしまう。こういった悪い流れを止めるために三つ項目を設けて要望をしたいと思っております。 (1)条件不利農地の改善事業の拡充について、(2)農地バンク事業の借入要件の緩和について。 こちらにつきましては、再生不能、もしくは農地として利用が著しく困難な場合は、こちら農地バンクの取入れ要件の対象外となってしまうことから、事業の利便性を向上し、条件の悪い農地の借入要件の緩和を要望します。というふうに務めさせていただきました。続きまして(3)農地いきいき再生支援事業の拡充について、こちらにつきましては、遊休農地の再生を促進するため、刈払いですとか、伐根とか整地について、補助金が支給されるものですが、所有者自身が自ら再生利用する場合は交付対象外となっているというような内容から、所有者本人が再生利用する場合も交付対象とする。または、地域で再生に取り組めるよう支援制度の拡充を要望するというふうに務めさせていただきました。 続きまして3ページをご覧ください。 2 農地後継者の育成・確保対策の拡充についてになります。こちら昨年と同じような内容でまとめさせていただきました。こちら農地の後継者、担い手不足が深刻化しています。ということで、早急に将来の農業を支える、新規就農者の確保と育成が喫緊の課題となっていますということから、二つの項目について要望をまとめさせていただきました。(1)新規就農者支援の拡充について、(2)半農半Xの人たちへの支援について、になります。こちら昨年とだいたい同じような内容になっておりますが、半農半X、農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xと呼ばれる人達を呼び込むこと、それが将来の食糧生産とか農地の保全、地域活性化に大きく貢献するために基盤づくりの支援に取り組むよう要望します。とまとめさせていただきました。 続きまして、3 水田活用の直接支払交付金要件の再見直し、改正要望についてです。こちら水田活用の直接支払交付金について、水張りルールや交付金単価の見直しが行われていますが、その内容が生産現場の実情を十分に踏まえ、かつ農業者の所得が減少しないよう、柔軟な支援策を講じることを要望します。というふうにまとめさせていただきました。 続きまして、4 米価対策についてでございます。こちら、令和の米騒動というようなことを二度と引き続き起こしてはならないというような要望になっておりまして、早急に生産者及び消費者、それから関係者が納得できる合理的な米価水準の早期実現、この先の状況を踏まえた米政策の確立を国に働きかけるよう強く要望します。併せて、このような米騒動がどうして起こったのか、深い検証と考察を行い、農業者に有益かつ正確な情報を適宜提供することを要望します。というふうにまとめさせていただきました。続きまして、5 気候変動における効果的な営農対策についてでございます。農産物につきましては、気候変動の影響を受けやすく年平均の気温が長期的に上
---	--

	昇する中、高温による品質低下等がすでに発生しているところです。こういったことを踏まえて柔軟性のある品種の改良、それから普及を迅速に進めるとともに、農業者の所得を確保し、効果的な防除作業や飼養環境改善に貢献するスマート農業を導入しやすい形で迅速に支援するように要望します。というふうにまとめさせていただきました。続きまして、4 ページ最後のページになります。6 農産物の海外輸出に向けた取組の強化についてというところになります。海外での和食ブーム、それから農産物の品質、安全性への関心の高まりを受けまして、那須塩原市を含む県産農産物の評価はさらに向上すると考えられます。栃木県でも令和 6 年度の輸出額が過去最高になったということもありますので、特に米について要望したいと思っております。海外市場拡大を見据えた高品質な品種の開発、それから栽培技術の向上、そして販売戦略について、生産者と一体となった取組を強化することを要望します。というふうにまとめさせていただきました。以上御審議よろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第 7 号は原案のとおり決定しました。 次に、報告第 1 号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
上野農地係長	報告第 1 号会長専決処分の報告について説明いたします。 追加資料 19 ページをご覧ください。 県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の答申があったものについて、6 月中に会長の専決許可処分をした案件は、5 条許可が 3 件で、常設審議委員会の答申日と同日または他法令の許可日と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第 1 号を終わりにします。 次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	報告第 2 号農地法第 3 条の 3 による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。 追加資料 20 ページをご覧ください。 この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第 3 条の 3 の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。 6 月の届出の状況につきまして御報告するものです。 6 月は相続を原因とした権利移動の届出を 9 件受理いたしました。 いずれも相続後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
議長	報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第 2 号を終わりにします。 以上で全ての議事が終了いたしました。 慎重に御審議いただき ありがとうございます。 これをもって、那須塩原市農業委員会第 26 回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

2 番

議席番号

3 番
